

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

臨床工学技士の実践的かつ専門的な能力(知識・技術等)育成する為に、下記の基本方針に基づいて企業と連携する。
①現代社会で求められている、また今後ニーズが高まると予想される臨床工学領域での実践的技能の習得を目的とする。
②沖縄県臨床工学技士会や病院施設と教育内容の調整を行い、講師が提供できる知識・技術・技能の内容に即した授業科目内容等を設定し、実習を中心とする授業形態により実践的な技能の習得を図る。
③教育内容、効果が目的に合致しているか、多様な評価を行い教育の改善を図ることにより、教育水準の向上を図る。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

複数名の第三者的視点に立った学外委員との意見交換が期待できるものであり、実践的かつ専門的な職業教育の実施に向け、実践教育課程の編成に活かすため、次の事項について議論し、学科に提言を行う。

- ・業界における人材の専門性の動向や地域の産業振興の方向性に関すること
- ・実務に必要な最新の知識、技術、技能に関するこ
- ・科目シラバスに関するこ
- ・実習、インターンシップ等に関するこ等

教育課程編成委員会の提言を踏まえ、学科会議及び学校教育課程委員会にて検討を行い授業科目の追加や授業内容・方法の改善を行う。なお、学則変更を伴う教育課程の変更は理事会の決議を必要とする。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年9月18日現在

名 前	所 属	任期	種別
赤嶺 史郎	一般社団法人 沖縄県臨床工学技士会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①
又吉 妙子	沖縄県立中部病院 臨床工学科 科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
遠山 賢一	沖縄医療工学院 副校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
喜屋武 龍介	沖縄医療工学院 教学部部長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
豊川 真理	沖縄医療工学院 臨床工学科 学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年9月17日 15:00～16:30

第2回 令和8年3月19日 未定

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

実習日誌の書き方の指導を増やすことで、臨床実習での要点がわかり理解が深まるのではないかと助言をいただいた。そのため、臨床実習前により具体的に指導を行った。また、臨床実習中にも日誌の確認を行い改善点を伝える時間を設けた。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

講師派遣施設との連携による実習・演習等の基本方針は以下の通りとする。

- ①講師が提供できる知識・技術・技能の内容は、専門分野及び当該授業科目の専門性を向上させるのに必要な内容とし、それに基づいて実習、実技または演習の内容を決定する。
- ②実習の内容については、安全性を確保する。
- ③技能の習得ができたか、教育内容が妥当であったか、学生は満足したかなどを教育者より評価する。
- ④評価結果を教育課程編成委員会で検討し、教育の改善を行うことにより内容の充実に努める。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

実習の目標や課題を明確にし、実習指導者は到達度・評価を項目別に点数化する。評価法は文書にて作成し、各学生は実習報告書にその成果と反省課題を発表する。病院実習・救急用自動車同乗実習ともに、授業科目的担当教員と受け入れ施設の実習担当者が、実習前に数回の打ち合わせを行い、協定書を交わし救急救命士学校養成所指摘規則第四条第1項十号に定める臨地実習の規定に基づいて、実習内容、学習成果の評価指標等を定める。実習期間中は、担当教員が各施設を数回訪問し、実習担当者と情報交換を行う。実習終了時には、実習担当者による学生の学習成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨床実習	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	大規模病院など医療の現場で医療実務を実際に研修し、現場の臨床工学技士が従事する人工心肺装置、血液浄化装置、集中治療室及び手術室での業務が、臨床の場面でどのように実施されているかを体験的な知識として身につける。また、病院において患者や他の医療職との係わりなど医療従事者としての心構えを学び、学内での各座学科目や実習で得た知識が臨床現場でどのように応用されているのか、理論と実践の一貫性を確認し学修を深める。校内で行う実習・実験とは異なり、実際の医療現場において、直接患者に接し、臨床工学技士業務を臨床実習指導者の指示のもとで行う。実習修了時には、臨床実習担当者による学生の学習成果の評価を踏まえ、学生にプレゼンテーション形式で実習報告書を実施させ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。	社会医療法人敬愛会中頭病院、医療法人徳洲会中部徳洲会病院、琉球大学医学部付属病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、医療法人徳洲会南部徳洲会 他 7施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

- ①一般社日本臨床工学技士教育施設協議会の教員研修会に参加する。
- ②日本臨床工学技士会等の研修及び研究発表会等に参加する。
- ③企業等と連携し、外部講師を招き校内に於いて研修する。
- ④企業等での研修を希望する教員には定期的に日時を設定して研修する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 第3回沖縄県臨床工学会 連携企業等： 沖縄県臨床工学技士会

期間： 2024/11/24 対象： 専任教員

内容 テーマ：臨床工学の視野を広げる

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 第39回臨床工学技士教育施設協議会社員総会および研修会 連携企業等： 一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会

期間： 2024/9/28 対象： 専任教員

内容 新カリキュラムでの教育について、得られた知見を学科職員に伝授し、学生指導に活かした。

研修名： 第10回臨床工学技士養成教員学術研究会 連携企業等： 一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会

期間： 2024/9/28 対象： 専任教員

内容	臨床工学技士業務に関する教育の現状と課題、指導方法について、得られた知見を学科職員に伝授し、学生指導に活かした。																										
(3)研修等の計画																											
①専攻分野における実務に関する研修等																											
研修名:	第3回沖縄県臨床工学会	連携企業等:	一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会																								
期間:	2025/11/9	対象:	専任教員																								
内容	テーマ:発表の一步を、ここから！県内交流をスキルアップの場																										
②指導力の修得・向上のための研修等																											
研修名:	第40回臨床工学技士教育施設協議会社員総会および研修会	連携企業等:	一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会																								
期間:	2025/5/31～6/1	対象:	専任教員																								
内容	委員会の活動報告、新体制の臨床実習の取り組みについて得られた知見を学科職員に伝授し、学生指導に活かす																										
研修名:	第11回臨床工学技士養成教員学術研究会	連携企業等:	一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会																								
期間:	2025/9/13～9/14	対象:	専任教員																								
内容	新カリキュラムで追加された科目実施事例や、国家試験の新出題基準を紐解き各養成校で実施している対策について得られた知見を学科職員に伝授し、学生指導に活かす																										
4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係																											
(1)学校関係者評価の基本方針																											
自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と学校関係者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することによって、教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようすることを目的として学校関係者評価を実施することを基本方針とする。学校関係者評価は、文科省策定の「専修学校における学校評価ガイドライン」をベースに全国専門学校経営研究会により協議検討を重ねた「自己点検・評価基準」を主に、点検基準表を策定し、学校が学校評価委員会の点検・評価を基に作成する。																											
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ガイドラインの評価項目</th> <th>学校が設定する評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)教育理念・目標</td> <td>(1)教育理念・目標</td> </tr> <tr> <td>(2)学校運営</td> <td>(2)学校運営</td> </tr> <tr> <td>(3)教育活動</td> <td>(3)教育活動</td> </tr> <tr> <td>(4)学修成果</td> <td>(4)学修成果</td> </tr> <tr> <td>(5)学生支援</td> <td>(5)学生支援</td> </tr> <tr> <td>(6)教育環境</td> <td>(6)教育環境</td> </tr> <tr> <td>(7)学生の受け入れ募集</td> <td>(7)学生の受け入れ募集</td> </tr> <tr> <td>(8)財務</td> <td>(8)財務</td> </tr> <tr> <td>(9)法令等の遵守</td> <td>(9)法令等の遵守</td> </tr> <tr> <td>(10)社会貢献・地域貢献</td> <td>(10)社会貢献・地域貢献</td> </tr> <tr> <td>(11)国際交流</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目	(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標	(2)学校運営	(2)学校運営	(3)教育活動	(3)教育活動	(4)学修成果	(4)学修成果	(5)学生支援	(5)学生支援	(6)教育環境	(6)教育環境	(7)学生の受け入れ募集	(7)学生の受け入れ募集	(8)財務	(8)財務	(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守	(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献	(11)国際交流	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目																										
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標																										
(2)学校運営	(2)学校運営																										
(3)教育活動	(3)教育活動																										
(4)学修成果	(4)学修成果																										
(5)学生支援	(5)学生支援																										
(6)教育環境	(6)教育環境																										
(7)学生の受け入れ募集	(7)学生の受け入れ募集																										
(8)財務	(8)財務																										
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守																										
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献																										
(11)国際交流																											
※(10)及び(11)については任意記載。																											
(3)学校関係者評価結果の活用状況																											
自己点検評価に基づき、不備な分野の改善、方向性及び次年度以降の改善・解決等を具体化し、学校の質保証・向上に努めていく。																											
(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 前</th> <th>所 属</th> <th>任 期</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤嶺 史郎</td> <td>一般社団法人 沖縄県臨床工学技士会 会長</td> <td>令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>又吉 妙子</td> <td>沖縄県立中部病院 臨床工学科 科長</td> <td>令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>				名 前	所 属	任 期	種 別	赤嶺 史郎	一般社団法人 沖縄県臨床工学技士会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①	又吉 妙子	沖縄県立中部病院 臨床工学科 科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③												
名 前	所 属	任 期	種 別																								
赤嶺 史郎	一般社団法人 沖縄県臨床工学技士会 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①																								
又吉 妙子	沖縄県立中部病院 臨床工学科 科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③																								
※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。																											
(例)企業等委員、PTA、卒業生等																											
(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期																											
(ホームページ 広報誌等の刊行物・その他())																											
URL:	https://sola.ac.jp/syokugyo-jissen/																										
公表時期:	令和7年11月1日																										

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

公益法人の教育機関として社会的責務を果たすため、教育内容、内部活動、外部活動、資格、表彰並びに学校経営に係る事項など、運営改善に資することを目的に情報の公開を行う。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)各学科等の教育
(3)教職員	(3)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務
(9)学校評価	(9)学校評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://sola.ac.jp/syokugyo-jissen/>

公表時期: 令和7年11月1日